

計画作成年度	平成26年度
計画主体	青森県弘前市

弘前市鳥獣被害防止計画

平成26年 4月21日策定

<連絡先>

担当部署名 弘前市農林部農業政策課
所在地 青森県弘前市大字上白銀町1番地1
電話番号 0172-40-7102
FAX番号 0172-32-3432
メールアドレス nousei@city.hirosaki.lg.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	ニホンザル、ツキノワグマ、カラス、カルガモ、ノウサギ、アライグマ
計画期間	平成26年度～平成28年度
対象地域	青森県弘前市

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（平成24年度）

鳥獣の種類	被害の現状	
	品目	被害数値
ニホンザル (弘前市全域)	果樹（リンゴ）	11,175千円 3.5ha
ツキノワグマ (弘前市全域)	果樹（リンゴ）	8,307千円 2.6ha
カラス (弘前市全域)	果樹（リンゴ）	10,046千円 3.1ha
カルガモ (弘前市全域)	水稻	523千円 2.3ha
ノウサギ (弘前市全域)	果樹（リンゴ）	15,910千円 3.9ha
アライグマ (弘前市全域)	野菜（スイカ、トウモロコシ）	1,733千円 0.6ha

(2) 被害の傾向

①ニホンザル

ニホンザルは生息数・群れが増え、また遊動域も拡大している。リンゴへの被害は、3月頃からの芽の食害に始まり、特に8月以降は果実を中心とした食害が大きいほか、枝折れの被害も発生している。また、一部トウモロコシなどの野菜への食害も見られる。

被害は東目屋、一野渡、相馬、岩木地区が特に多い。

②ツキノワグマ

ツキノワグマによるリンゴの被害は、8月以降の果実を中心に食害が発生している。また、リンゴ樹の枝折れ等の被害も見られる。トウモロコシの食害は、収穫時期に多く発生している。

被害は東目屋、一野渡、裾野、相馬、岩木地区が特に多い。

③カラス

カラスによるリンゴの被害は、6月頃から果実に掛けた袋の剥ぎ取りのいたずらを始め、8月以降は果実の食害が多く発生している。被害区域は市内全域に広がっている。

④カルガモ

カルガモによる水稲の被害は、田植後の5月頃から苗の抜き取りや攪拌による活着阻害が発生し、水稲の生育に重大な影響を与えている。また、水稲の収穫時期に飛来し、食害が発生している。被害区域は市内全域に広がっている。

⑤ノウサギ

ノウサギによるリンゴの被害は、積雪時に多く見られ、枝や芽の食害が発生している。被害区域は市内全域に広がっている。

⑥アライグマ

アライグマは生息数が急増しており、スイカやトウモロコシへの食害は収穫期（7月から9月頃）に多く発生している。また、小屋や住宅への侵入も増加しており、被害区域は市内全域に広がっている。

(3) 被害の軽減目標

①ニホンザル

指標	現状値（平成24年度）	目標値（平成28年度）
被害金額	11,175千円	9,500千円
被害面積	3.5ha	2.9ha

②ツキノワグマ

指標	現状値（平成24年度）	目標値（平成28年度）
被害金額	8,307千円	7,850千円
被害面積	2.6ha	2.4ha

③カラス

指標	現状値（平成24年度）	目標値（平成28年度）
被害金額	10,046千円	7,500千円
被害面積	3.1ha	2.4ha

④カルガモ

指標	現状値（平成24年度）	目標値（平成28年度）
被害金額	523千円	200千円
被害面積	2.3ha	1.0ha

⑤ノウサギ

指標	現状値（平成24年度）	目標値（平成28年度）
被害金額	15,910千円	13,000千円
被害面積	3.9ha	3.5ha

⑥アライグマ

指標	現状値（平成24年度）	目標値（平成28年度）
被害金額	1,733千円	1,400千円
被害面積	0.6ha	0.5ha

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	<p>猟友会員により、ニホンザル、ツキノワグマ等の出没時に銃器や箱わなによる捕獲を実施した。</p> <p>また、ニホンザル、ツキノワグマ、アライグマ用の捕獲機材を22～24年度で118機導入した。</p> <p>捕獲従事者を育成するために狩猟免許取得経費等の助成を実施した。</p>	<p>猟友会員の負担増や高齢化などにより出勤回数に限度がある状況において、生息数が増加している種類もあり、捕獲のみによる対策では被害の抑制に繋がらない。</p>
防護柵の設置等に関する取組	<p>国や市の補助事業により、電気柵を東目屋地区、岩木地区、相馬地区に、23年度2,620m、24年度4,490m、25年度に3,075mの計10,185mを設置し、東目屋地区農作物被害対策協議会及び受益農家が適正に管理した。</p> <p>花火・パチンコ・電動ガンによる追上げ、忌避剤による侵入防止を実施した。</p>	<p>電気柵は効果的であるが、未設置園地では依然として被害が発生しているため、電気柵以外の対策も並行して進めていく必要がある。</p> <p>追払い物品は連続使用により、効果が薄れる場合もあり、より効果が持続する対策が求められている。</p> <p>廃棄リンゴ・野菜等の残渣により、自らサルをおびき寄せている園地が見受けられるため、撤去するよう周知が必要。</p>

(5) 今後の取組方針

<ul style="list-style-type: none"> ・中弘猟友会や弘前市鳥獣被害対策実施隊によるサル・クマ等の追払いや捕獲を実施しながら、猟友会の高齢化対策として担い手の育成を推進していく。 ・捕獲体制の強化に向け捕獲機材を整備するほか、効果がより持続する追払い物品、忌避剤を適切な使用方法を含めて導入する。 ・ロケット花火等を用いて追払いを行う。 ・地元住民や農協職員を対象とした、鳥獣の生態や、アライグマ捕獲用箱わなの取扱いに関する講習会を開催する。 ・電気柵を継続して設置していく。 ・GPSを活用したサルの生息調査や追払いを行う。 ・農協職員及び農家等から被害状況を聴取し、鳥獣の種類や出没時期、被害内容について把握することで、対策の実施に活かす。
--

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

中弘猟友会	農林業者等からの依頼を受けて、中弘猟友会が各地区で結成している捕獲班が捕獲を行う。
弘前市鳥獣被害対策実施隊	農林業者等からの依頼を受けて、中弘猟友会の協力により編成した鳥獣被害対策実施隊が捕獲等の被害対策を行う。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
26年度 ～ 28年度	ニホンザル ツキノワグマ カラス カルガモ ノウサギ アライグマ	農協職員や農家等に対し狩猟免許取得等に掛かる費用を助成し、若手狩猟者など担い手の育成を図る。 ニホンザル、ツキノワグマ、アライグマ用の箱わなを実情に即して導入し、被害に即応できる効果的な捕獲を目指す。 地元住民や農協職員を対象としたアライグマ捕獲用箱わなの取扱いに関する講習会を開催し、捕獲の強化を図る。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

<p>捕獲計画数等の設定の考え方</p> <p>捕獲については、「青森県有害鳥獣捕獲事務取扱要領」及び「弘前市アライグマ防除実施計画」に基づき、適正な捕獲を実施していく。</p> <p>・ニホンザル</p> <p>近年、出没数は確実に増加しているが、捕獲報償金制度を導入したことで捕獲数については急増している。農作物被害は横ばいであり、依然として急増前の水準に戻っていないため、農地周辺に出没する等被害を発生させるおそれがある個体の捕獲を行</p>
--

いつつ、電気柵整備、追払い等の対策を総合的に行い、着実な被害減少を目指す。捕獲計画数は直近の捕獲実績に準じて100頭/年とする。

〈捕獲実績〉 22年度：14頭、23年度：96頭、24年度：86頭

・ツキノワグマ

近年、捕獲数については微増となっている一方、農作物被害は減少傾向にあるため、農地周辺に連続して出没する個体の捕獲を行い被害減少を目指す。捕獲計画数は直近の捕獲実績に準じて5頭/年とする。

〈捕獲実績〉 22年度：4頭、23年度：10頭、24年度：5頭

・カラス

農村部ではカラスによるりんごの食害やいたずらが深刻となっている。また、市街地では糞や騒音による問題が生じている。農作物被害は減少傾向にあるが、依然として被害額が多いため、通年で捕獲し、特にりんごの袋掛け作業時に集中的に捕獲する。捕獲数については、農村部のみでなく市街地での捕獲を開始したことにより急増している。捕獲計画数は直近の捕獲実績に準じて1,000羽/年とする。

〈捕獲実績〉 22年度：466羽、23年度：1,021羽、24年度：1,297羽

・カルガモ

捕獲数は減少傾向にあるが、依然としてカルガモによる水稲への被害は5月頃から発生しているため、農作物被害は横ばいである。したがって、田植終了後からの捕獲を実施する。捕獲計画数は前計画と同様の150羽/年とする。

〈捕獲実績〉 22年度：146羽、23年度：85羽、24年度：103羽

・ノウサギ

ノウサギの農作物被害はその年の降雪状況に左右され、豪雪が続いた近年はリンゴを中心とした農作物被害が増加傾向にあり、3月頃の積雪時を中心に捕獲を実施する。捕獲計画数は、前計画と同様の200羽/年とする。

〈捕獲実績〉 22年度：187羽、23年度：76羽、24年度：110羽

・アライグマ

アライグマの生息数が急増しているため、農作物被害のみでなく住居侵入などの環境被害も発生している。捕獲数の増加については、捕獲わなの設置数を増やしたためと考えられる。通年で捕獲を実施するが、スイカやトウモロコシへの食害が発生する収穫期(7月から9月頃)に重点的に実施する。捕獲計画数は生息数及び急増した被害金額を考慮して70頭/年とする。

〈捕獲実績〉 22年度：16頭、23年度：47頭、24年度：37頭

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	26年度	27年度	28年度
ニホンザル	100頭	100頭	100頭
ツキノワグマ	5頭	5頭	5頭
カラス	1,000羽	1,000羽	1,000羽
カルガモ	150羽	150羽	150羽
ノウサギ	200羽	200羽	200羽
アライグマ	70頭	70頭	70頭

捕獲等の取組内容
<ul style="list-style-type: none"> ・ニホンザル 被害の集中する農作物の収穫時期前に、被害の多い東目屋、一野渡、相馬、岩木地区を中心に、銃器及び箱わなにより捕獲する。 ・ツキノワグマ 被害の集中する農作物の収穫時期前に、被害の多い東目屋、一野渡、裾野、相馬、岩木地区を中心に、追払いを実施した上で、農地周辺に連続して出没する個体の捕獲を行う。 ・カラス 銃器による捕獲を通年で実施する。銃器の使用できない地域では、わなによる捕獲を実施する。 ・カルガモ 被害の集中する5月～8月に、銃器による捕獲を行う。 ・ノウサギ 被害の集中する3月の積雪時に、銃器及び箱わなによる捕獲を行う。 ・アライグマ 箱わなによる捕獲を通年で実施する。被害の集中する7月～9月には重点的に捕獲を行う。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
なし（権限移譲済み）	

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	26年度	27年度	28年度
ニホンザル、ツキノワグマ	電気ネット柵 6,300m	電気ネット柵 5,000m	電気ネット柵 5,000m

(2) その他被害防止に関する取組

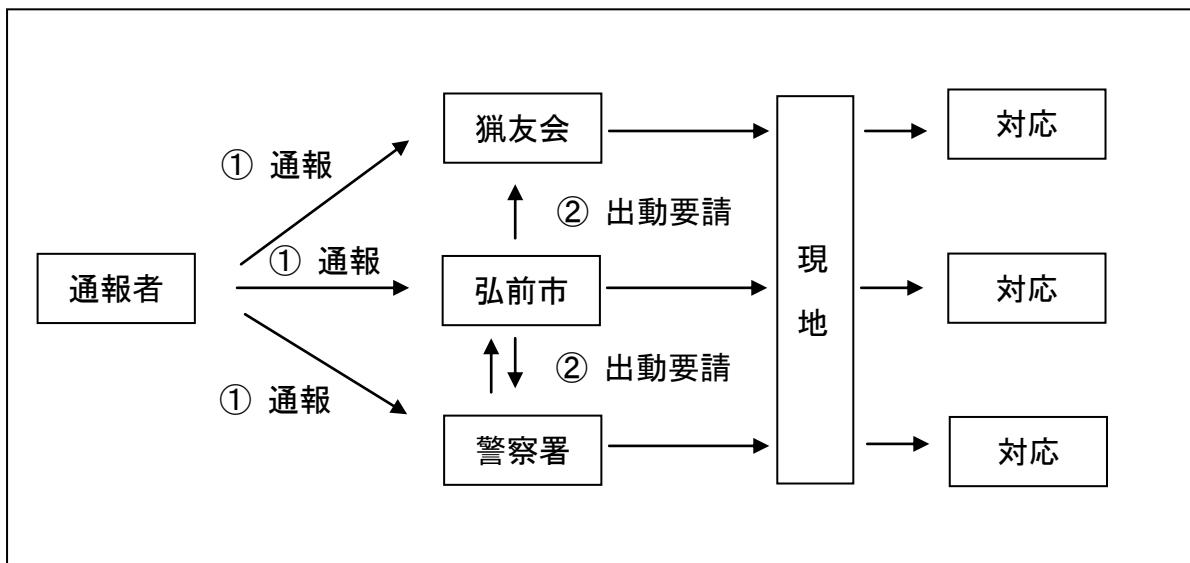
年度	対象鳥獣	取組内容
26年度 ～ 28年度	ニホンザル、ツキノワグマ、カラス、アライグマ	<p>①地域住民への指導・啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電気柵を良好な状態で管理するため、利用者に対し、漏電防止のための定期的な草刈やメンテナンスなど、取り扱いの指導を徹底する。 ・ほ場周辺の雑草や灌木は定期的に刈り取るなど、見通しを良くして対象鳥獣がほ場に入りにくい環境を整えるよう、耕作者に対して啓発する。 ・エサとなるリンゴや野菜等を放置しないように耕作者をはじめとした地域住民への周知を図る。 <p>②追払い活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・近隣の市町村と協力し、捕獲したニホンザルに発信機を取り付けて追跡調査を行い、効果的な捕獲・追払い活動を実施する。

5. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じる恐れがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
弘前市 農業政策課	<ul style="list-style-type: none"> ・現場確認等 ・防災無線・広報車による注意喚起 ・猟友会、弘前警察署への出動要請 ・近隣施設等への情報提供
青森県警 弘前警察署	<ul style="list-style-type: none"> ・現場確認等 ・銃器等の取扱い指導、助言等 ・報道機関への情報提供
中弘猟友会	<ul style="list-style-type: none"> ・見回り、緊急捕獲の対応

(2) 緊急時の連絡体制



6. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 被害防止対策協議会に関する事項

被害防止対策協議会の名称	弘前市鳥獣被害防止対策協議会
構成機関の名称	役割
弘前市農林部農業政策課	事務局を担当し、協議会に関する連絡・調整を行う。
青森県中南地域県民局地域農林水産部農業普及振興室	対象鳥獣関連情報の提供、被害防止技術の指導・助言を行う。
つがる弘前農業協同組合	対象地域を巡回し、営農指導、情報提供を行う。
津軽みらい農業協同組合	対象地域を巡回し、営農指導、情報提供を行う。
相馬村農業協同組合	対象地域を巡回し、営農指導、情報提供を行う。
中弘猟友会	対象鳥獣関連情報の提供と、捕獲の実施を行う。
東目屋地区農作物被害対策協議会	対象鳥獣関連情報の提供を行う。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

弘前市鳥獣被害対策実施隊の設置

- ・実施隊員は、農業政策課等の職員及び中弘猟友会員より選出し構成する。

弘前市鳥獣被害対策実施隊の活動内容

- ・被害防止計画の実施に取り組むため、県等の関係機関と連携を密にする。
- ・被害農家への啓発や防除方法の指導を行う。
- ・有害鳥獣の捕獲及び追払い作業を行う。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

鳥獣対策に関する研修会等に協議会構成員が積極的に参加し、そこで得た有効な対策等の知識を被害地域の農家に普及啓発し、防止対策を一体となって推進していく。

また、近隣市町村と連携を強化し、情報の共有化や協働した対策の検討を図る。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲した対象鳥獣は、「青森県有害鳥獣捕獲事務取扱要領」に基づき、捕獲現場で埋却するなど、適正に処分を行う。

8. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

対象鳥獣の捕獲等に関して、隣接する市町村や関係機関と連携を図っていく。